

# 事業報告

国民健康保険制度は国民皆保険を支える重要な基盤であり、将来にわたり、持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

このため、国保法が改正され、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの役割を担うこととなった。

こうした状況を踏まえ、引き続き業務の効率的な運営に努めるとともに、新国保制度についての県と市町村の協議に応じ、新制度が円滑に実施されるよう諸準備を進めた。

## 1 業務の効率的な運営

保険者と連携を図りながら、確実かつ効率的な業務運営に努めた。

- (1) 診療報酬審査支払業務
- (2) 後期高齢者医療業務
- (3) 介護給付費審査支払業務
- (4) 特定健康診査・特定保健指導業務

## 2 保険者支援の推進

保険者負担の軽減を図るため、高額療養費支給をはじめ保険者間調整や第三者求償、保健事業などの保険者が行う事務を、共同処理することにより保険者支援を行った。

## 3 新国保制度への対応

新国保制度について、国保事業費納付金算定や国保情報の集約業務が新たに追加されるが、県と市町村との協議に協力し、新制度が円滑に実施されるようシステム整備や業務見直しなどの諸準備を進めた。

## 4 個人情報の保護及び会計事務処理

個人情報を含む情報資産の保護管理の徹底を図るとともに、会計事務については、公認会計士による外部監査等を実施し、引き続き適正な処理に努めた。